

大川広域行政組合公告式条例

〔 昭和45年 9月19日 〕
〔 条 例 第 3 号 〕

改正 昭和60年12月28日条例第 3号 平成14年 2月27日条例第 1号
平成15年 2月12日条例第 1号 平成16年 2月26日条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく公告式を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表に定める掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月27日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月12日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 名 称 | 位 置 |
|------------|---------------|
| さぬき市役所掲示場 | さぬき市志度5385番地8 |
| 東かがわ市白鳥掲示場 | 東かがわ市湊1847番地1 |